

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第40号

#### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する<u>一般職に属する職員</u>(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の<u>給与に関する事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の<u>給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、</u></p>

(給与の種類)

第1条の2 この条例による給与は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員(短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)にあっては、報酬とする。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対し支給する。

2 略

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第10項までにおいて同じ。)の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、

期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとする。

2 略

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第10項までにおいて同じ。)の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成

行うものとする。ただし、人事委員会規則で定める場合にあっては、人事委員会規則で定める日に昇給させることができる。

6～11 略

第4条の2 短時間勤務職員の給料月額は、前条第2項から第4項まで及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第10条 略

2及び3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

（1）通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第6項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等

績に応じて、行うものとする。

6～11 略

第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第10条 略

2及び3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

（1）通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に

の額の2分の1に相当する額

(2)及び(3) 略

5 略

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員(短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。)のうち、通勤のため自動車等(原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。)を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日(以下この項において「特定日」という。)に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に第1号に掲げる額を加えた額(当該額が0円を下回る場合は、当該額の絶対値に相当する額を差し引いた額)に第2号に掲げる額を加え、第3号に掲げる額を減じて得た額とする。

(1) その者が常例として使用する自動車等の使用距離について第2項第2号に定める額又は当該額及び常例として利用しその運賃等を負担する交通機関等に係る1月当たりの運賃等相当額の合計額(以下この項において「第2項常例額」という。)からアに掲げる額を控除した額にイに掲げる額を加えて得た額(当該得た額に1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該得た額が5万5,000円を超える場合にあっては5万5,000円とする。)から第2項常例額を差し引いて得た額

ア 第2項常例額(交通機関等が発行する通勤用定期乗車券及びそれに類するものに係るものを除く。)を7で除して得た額

イ その者が特定日において通勤のため利用してその運賃等を負担する交通機関等について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は当該額及びその者が特定日において通勤のため使用する自動車等の使用距離について第2項第2号に定める額の合計額を7で除して得た額

(2) その者が特定日における通勤のため利用しその利用に係る特別料金等を負担する特別急行列車(その者が常例として利用するものを除く。)について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する特別料金等の額の14分の1に相当する額(その額に1円未満の端

相当する額

(2)及び(3) 略

5 略

<p>数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(3) <u>その者が常例として通勤のため利用しその高速自動車国道等特別料金等を負担する高速自動車国道等(その者が特定日において利用するものを除く。)</u>に係る1月当たりの特別料金等2分の1相当額(当該額が2万円を超えるときは、2万円)の7分の1に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部</u>が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>地方公務員法第52条の規定に基づき職員によって組織された職員団体の組合費</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(<u>臨時的任用職員及び非常勤職員の給与</u>)</p> <p>第17条 <u>臨時的に任用する職員及び非常勤職員</u>については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>地方職員共済組合鳥取県支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部</u>が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>鳥取県職員労働組合、鳥取県現業公企職員労働組合、鳥取県教職員組合及び鳥取県高等学校教職員組合</u>の組合費</p> <p>(8) 略</p> <p>(<u>賃金等で雇用する職員の給与</u>)</p> <p>第17条 <u>賃金等で雇用する職員</u>については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>
---	---

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、<u>常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)</u>にあつては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、<u>常時勤務に服することを要しない職員(短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)</u>にあつては、報酬とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、<u>正規の勤務時間による勤務に対し支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(臨時的任用職員及び非常勤職員の給与)</p> <p>第18条 <u>臨時的に任用する職員及び非常勤職員</u>については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、<u>正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(賃金等で雇用する職員の給与)</p> <p>第18条 <u>賃金等で雇用する職員</u>については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、<u>常時勤務に服するこ</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。</p>

<p><u>とを要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、給料及び手当とし、常時勤務に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあっては、報酬とする。</u></p> <p>2 <u>給料は、正規の勤務時間による勤務に対し支給する。</u></p> <p>3 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、職員の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（企業管理規程で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>（臨時的任用職員及び非常勤職員の給与）</p> <p>第19条 <u>臨時的に任用する職員及び非常勤職員に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>	<p>2 <u>給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、職員の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（企業管理規程で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>（賃金等で雇用する職員の給与）</p> <p>第19条 <u>賃金等で雇用する職員に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>
---	---

（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、<u>常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、給料及び手当とし、常時勤務</u></p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。</p>

<p><u>に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあっては、報酬とする。</u></p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対し支給する。</p> <p>3 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（企業管理規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>（<u>臨時的任用職員及び非常勤職員の給与</u>）</p> <p>第26条 <u>臨時的に任用する職員及び非常勤職員</u>に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（企業管理規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>（<u>賃金等で雇用する職員の給与</u>）</p> <p>第26条 <u>賃金等で雇用する職員</u>に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</p>
---	---

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、<u>第2条及び第10条の規定は、平成19年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、<u>第2条、第10条及び次項の規定は、平成19年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（平成23年3月31日までの間における管理職手当の経過措置）</u></p> <p>2 <u>第2条の規定の施行の際現に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県</u></p>



<p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	<p><u>条例第43号) 附則第7条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が当該者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第7条の2第2項の規定の適用については、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは「職員の給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号) 附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年4月1日における昇給の特例)

2 平成19年4月1日における職員の昇給に係る改正後の職員の給与に関する条例第4条第5項の規定の適用については、同項の規定中「同日前1年間」とあるのは「平成19年1月1日から同年3月31日までの期間」とする。この場合において、職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同条第6項及び第7項の規定にかかわらず、同条第5項の期間の全部を良好な成績で勤務した場合における昇給の号給数を1号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い、決定するものとする。

(人事委員会への委任)

3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。